

宇城市農業用機械等共同利用支援事業について

宇城市内で農業を営む農業者組織等が農作業の効率化、低コスト化、農地の保全等に取り組むことで地域の農業振興を図るため、**農業者組織等が共同で利用する農業用機械や付属機器(以下「機械等」という。)**の導入に対する支援を行います。詳しくは下記問い合わせ先までご連絡ください。

【対象者】

補助対象者は、下記のいずれかに該当する者であって、宇城市内に住所(法人その他の団体にあつては、事務所の所在地)を有するものとする。

- 1 **認定農業者**又は**認定新規就農者が代表となり組織する団体**(構成員が3戸以上であること、規約・構成員名簿等があること) ※構成員は認定農業者、認定新規就農者でなくても可
- 2 **農業生産法人**(農事組合法人として農業に年間150日以上従事する役員・従業員が3名以上であること)
- 3 **農業者が組織する団体**(構成員が3戸以上であること、規約・構成員名簿等があること)

【補助対象経費】

補助対象者が自らの農業経営に必要な**機械等の取得費(消費税を除く、中古を除く)**

※付属機器の単独購入も補助対象とします。(例)トラクター、田植え機、ウイングハロー 等

【補助率】

補助対象経費の3/10以内、上限額:100万円

【要件】

- ◇補助対象機械等の税抜き価格が50万円以上であること
- ◇汎用性の高いものではないこと(トラック、フォークリフト等は不可)
- ◇機械等が共済等の引き受け対象となる場合は、必ず加入すること
- ◇導入する機械等に対して他の事業による補助を受けていないこと
- ◇導入する機械等を補助対象者(共同利用者)以外が使用しないこと 等



【申請書類等(提出先)】

申請書類は**経済部農政課、三角支所経済建設課、不知火支所総合窓口課、小川支所総合窓口課、豊野支所総合窓口課**の窓口で配布(受付)しております。※市HPからダウンロードもできます。

- 1 宇城市農業用機械等共同利用支援事業補助金交付申請書(様式第1号)及び添付書類
- 2 見積書(3社)及びカタログ 他

【申請書受付期間】

令和8年6月1日(月)~令和8年6月26日(金)まで

※先着順・ポイント制ではありません。ただし、予算を超過した場合は認定農業者等を優先いたします。

【交付決定時期】

令和8年7月を予定

【問い合わせ先】

宇城市 経済部 農政課 農業経営係 TEL:0964-32-1641(直通)